



あきる野市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年10月31日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲  
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人



あ総地発第5014号

令和7年10月6日

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 様

あきる野市監査委員 子 籠 敏 人 様

あきる野市長 中嶋 博幸



地方自治法第199条第14項に基づく通知について

このことにつきまして、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

1 監査の根拠法令及び区分

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

総務部地域防災課

3 監査の範囲

令和6年4月1日（月）から令和6年8月31日（土）までに執行した財務に関する事務等（関連する事務については、当該範囲の前後とする。）

4 監査の実施期間

令和6年9月9日（月）から令和6年11月25日（月）まで

5 措置内容

(1) 指摘事項

指摘事項	改善等措置
<p>(3) 備品の適正な管理と市の公有財産使用料収入の確保について 増戸会館に設置してあるピアノについては、近年貸し出しの希望がないため、利用がなく、調律もされずに保管されていることが確認された。長年調律をしていないことにより、使用が困難になるおそれも生じることから、備品の適正な管理に努められたい。 また、同会館では学童クラブが活動をしていることから、貸し出しは基本的に、夜間に限定されるという状況も確認した。 備品の適切な管理を実施し、市の公有財産について市民が利用しやすい環境を整えることにより、市の使用料収入促進も期待できるため、同ピアノの有効的な活用方法等について検討されたい。</p> <p>(7) 切手の管理について 切手の管理について、一部、年度の記載がないものや訂正印がないものがあつたため、在庫管理状況を正確に把握できるよう管理台帳の改善を図られたい。</p> <p>(8) 準公金（切手）の取扱いについて 町内会・自治会連合会から切手を預かり、市が同連合会に代わって通知等を発出する際に使用していることが確認できた。切手も準公金の取扱いに該当し、市が同連合会の会計事務を行う根拠が明確でないことなどから、同連合会の規約等の明</p>	<p>(3) 指摘事項に基づき次の措置を行った。 当該ピアノについて、近年の増戸会館施設貸出において利用がないことを再度確認した。あわせて、日曜・祝日及び夜間以外を使用する増戸学童クラブにピアノの活用を確認したところ、活用しないと回答があつた。このことから、今後、増戸会館において当該ピアノが活用される機会はないと判断し、有効活用のため、他部署にピアノの活用について確認を行った。 はじめに、学校教育の備品を担当する教育総務課に学校教育でのニーズを確認したが、アップライトピアノのニーズはなかった。次いで、児童館や学童保育を担当する子ども政策課に確認したところ、若竹児童館で活用したいと返答があつた。このことから、有効活用先を若竹児童館とし、地域防災課で令和7年度予算にピアノ運搬費とピアノ調律手数料を措置した。 令和7年に入り若竹児童館と調整を行い、6月にピアノを移動した後、調律を行った上で備品の所管換を行い引継ぎ処理を完了した。</p> <p>(7) 指摘事項に基づき次の措置を行った。 指摘以降、管理台帳の改善を行うとともに、記載処理の徹底を図った。</p> <p>(8) 指摘事項に基づき次の措置を行った。 指摘事項を町内会・自治会連合会に説明し、以後は切手を預かっていない。市が同連合会に代わって通知等を発出する際には、通知数分の切手を同連合会会計が市役所に届け、同日中に発送処理を行っている。</p>

<p>確化を図るか、切手の取扱いを連合会に移行するなど、連合会と協議の上、状況に応じた適切な対応に努められたい。</p> <p>(9) 菅生地区安全対策用備品倉庫の貸出期間等の取決めについて 市の行政財産である同倉庫は、平成24年に旧菅生駐在所の跡地利用等の要望書が地域及び福生交通安全協会秋川支部から出されたことを受け、交通安全運動に係る備品の保管倉庫として設置し、同協会に貸出しを決定したことが確認された。このため、鍵は同協会と市の双方で保管している。 しかしながら、貸出しの期間や解消時の申し出方法などについての詳細な取決めはされていないことから、今後、同協会との間で、詳細について協議されたい。</p>	<p>(9) 指摘事項に基づき次の措置を行った。 菅生地区安全対策用備品倉庫の貸出期間や解消時の申出方法等については、令和7年3月11日付けで福生交通安全協会秋川支部長とあきる野市長とで「覚書」を締結し、取り決めを行った。</p>
---	---

(2) 意見・要望等

意見・要望等	改善等措置
なし	